母　体　保　護　法

第二章　不妊手術

第三条　医師は、次の各号の一に該当する者に対して、本人の同意及び配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。）があるときはその同意を得て、不妊手術を行うことができる。ただし、未成年者については、この限りでない。

一　妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼすおそれのあるもの

二　現に数人の子を有し、かつ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下するおそれのあるもの

パイプカット注意事項

１、陰のうを切開し縫合いたしますが、人によっては再治療・再縫合のため改めて来院していただく場合があります。

２、結紮部分はしこりのようになります。半年から１年程で、気にならなくなっていきます。

３、術後の傷や腫れの程度によって再手術を要することもあります。

４、手術後は、１０回以上射精の後、精子数検査を受けることを強くお勧めします。

５、両側の精管を切除し、男性避妊を行う手術の為、元に戻す事は非常に困難です。

母体保護法に基づく避妊手術承諾書

母体保護法第三条第一項＿＿＿＿号に基づいて避妊手術を受けることを希望し、同時に配偶者の同意を得ましたことに相違ありません。

年　　月　　日

右　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

配偶者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

新宿形成外科院長　　殿